

南関町デジタル田園都市構想総合戦略検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 南関町デジタル田園都市構想総合戦略（以下「総合戦略」という。）の検証及び見直しを行うため、南関町デジタル田園都市構想総合戦略検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 総合戦略に係る施策の検証に関すること。
- (2) 総合戦略の見直しに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民を代表する者
- (2) 産業を代表する者
- (3) 教育を代表する者
- (4) 金融機関の職員
- (5) 行政機関の職員
- (6) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、町長が委嘱し、又は任命した日から2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

(会議の非公開)

第8条 委員会及び部会の会議は、公開することにより、公正又は円滑な会議運営が阻害されるおそれ、特定の者に不当に利益を与えるおそれがあることから、原則として非公開とする。

(秘密保守義務)

第9条 委員は、町づくりの根幹をなす町の機密事項を取り扱うことを認識するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委員を退いた後においても、同様とする。

(会議の記録等)

第10条 町長は、会議の経過及び結果を記録し、保管しておかなければならない。
2 町長は、前項の規定により記録した書面を公表するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、まちづくり課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(召集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以降最初に召集される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が召集する。